

## 【宗教上の理由により輸血を拒否される患者さんへ】

鳥取市立病院

信仰の自由に関しては憲法で保証されております。従って、患者さん本人が信仰上の理由により輸血を拒否された場合でも、当病院では診療を拒否することはありません。しかし、医療機関には患者の救命という使命があります。信仰理念と法律的な解釈、医療機関の使命は必ずしも合致しておらず、以下の点を充分ご理解頂きたいと考えます。

2008年2月に宗教的輸血拒否に関する合同委員会より、宗教的輸血拒否に関するガイドラインが発表されています。これに則して判断能力を有すると考えられる未成年者は15歳以上とします。

尚、ご不明の点は担当者にご相談下さい。

**絶対的無輸血:** 輸血を拒否するという本人の意志を尊重して、輸血以外の治療を尽くし、「輸血以外に救命手段がない」ほどの出血で、生命の危険や障害が残る危険が迫っても、一切輸血を行わない治療を行う。

**相対的無輸血:** 輸血を拒否するという本人の意志を尊重して、無輸血治療を極力行うが、「輸血以外に救命手段がない」ほどの出血になった場合は輸血を行う。

### 【当院の対応】

輸血以外の治療は拒否することなく、いつも通り行います。

2008年2月に宗教的輸血拒否に関する合同委員会より公表された、宗教的輸血拒否に関するガイドラインに従います。絶対的無輸血の場合は、医療に関する継続的委任状の提出と、当院の書式の免責証書の作成をお願いします。

成人では、これらの文書で意思確認できれば、絶対的無輸血で対応します。未成年では、本人の判断能力や親権者の意向に依りますが、基本的には相対的無輸血で対応します。

(1) 本人が成人で意識があり、医療に関する継続的委任状、免責証書の本人の署名で意志が確認されればそれに従います。輸血以外の治療を尽くし、「輸血以外に救命手段がない」ほどの出血で、生命の危険や障害が残る危険が迫っても、一切輸血を行いません(絶対的無輸血)。

(2) 本人が成人で意識のない場合でも、本人の署名のある医療に関する継続的委任状、免責証書があれば確認の上それに従います。しかし本人の署名が無い場合は医療上の必要性を優先致します。代理人の署名がなくて免責証書の作成ができない場合も医療上の必要性を優先致します。また医療に関する継続的委任状の提示がない場合や、家族や代理人の方のみの意見は有効とは判断できませんのでご了解下さい。

(3) 本人が未成年者でも、15歳以上で明らかに理解・判断能力を有すると考えられ、医療に関する継続的委任状、免責証書が提出された場合で、かつ親権者も輸血を拒否する場合は(1)(2)と同様に行います。ただし本人が輸血を拒否しても、親権者が輸血を希望する場合は、親権者から輸血同意書を提出してもらい、最終的に必要な輸血を行います。15歳以上の未成年で、親権者が輸血を拒否するが本人が輸血を希望する場合、本人の輸血同意により輸血を行います。

本人の理解・判断能力に関する判定は我々に一任頂きたいと考えます。

(4) 本人が未成年者で、理解・判断能力が限定的、あるいは有しないと考えられる場合は、医療上の必要性を優先させます(相対的無輸血)。

もし輸血を行わず死亡などの最悪の事態が発生した場合は、医療従事者に関しては業務上過失致死罪、親権者に関しては監護権の濫用が適用される可能性があります。親権者から輸血の同意が全く得られないときは、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。そうするだけの時間的余裕がない場合は、医療上の必要性を優先させます。

親権者の一方が輸血を希望する場合は、この親権者の同意に基づいて輸血を行います。

(5) 出血のために瀕死の状態でご来院に救急車搬送された場合、本人の判断能力の低下や、時間的余裕がない中で本人の意思確認困難が予想されます。本人署名の医療に関する継続的委任状があり、代理人が選定されている場合は、代理人の方に免責証書を作成してもらい、(2)と同様に対応します。

(6) 輸血を避けるためであっても保険診療の範囲を逸脱した方法を行いません。例えば増血目的でのエリスロポエチン使用、止血目的での止血剤や血液分画製剤の過剰使用。

(7) 治療中に思いがけない大出血を生じることがあります。通常であれば止血処置と輸血により救命されます。絶対的無輸血で対応する場合、救命が困難になる場合があります。死亡や重篤な障害が残った場合でも、絶対的無輸血に従ったものであり、仮に医療事故があっても大出血を生じた場合でも免責になることを確認します。

(8) 治療に当たって瀕死の状態になるほどの出血が見込まれる場合、設備や対応の整った医療施設への転院を勧めることがあります。

(9) 治療実施前であれば同意した事項の中止や変更は可能です。申し出てください。

## 【お願い】

### (1) 免責証書に関して

信仰上の理由により輸血等を拒否される場合は、医療に関する継続的委任状の他に、本人が署名した医療関係者に対する免責証書の提出をお願い致します。本人が無意識状態で判断が困難になった場合に備えて、適切な代理人を選定して頂ければ幸いです。

### (2) 血液分画製剤に関して

現在血液の分画製剤が多数開発され、医療上非常に有益となっております。そのなかで拒否されるものと、拒否されないものを事前に文書で明らかにして頂きたいと考えます。

但し内容的に不明な製剤については担当者と充分ご相談下さい。

### (3) 医療に関する継続的委任状、免責証書を求める手術や状況について

手術承諾書を作成するような手術、出血のために瀕死の状態でご輸血同意を求める場合は、提出を求めます。